

令和7年度 特別区民税・都民税申告の手引

申告期限は令和7年3月17日(月)です。

郵送によるご提出にご協力ください。

来庁して申告される予定の方は、事前予約をお願いします。

◆特別区民税・都民税(住民税)の申告について

令和7年度の住民税を決定するために、申告書の提出をお願いします。令和6年1月1日～12月31日の収入・控除等についてご記入ください。申告書は前年の課税状況等から今年も申告が必要と思われる方にお送りしています。下の判定の結果、住民税の申告が必要ない場合は、お手数ですが申告書を破棄して下さるようお願いいたします。

住民税は賦課年度の1月1日現在に居住している市区町村で課税されます。1月2日以降に他の市区町村に転出した場合でも、1月1日に居住していた市区町村で申告が必要です。

《スタート》

令和7年1月1日に墨田区に住んでいましたか？

はい

いいえ

◆1月1日に居住していた市区町村に申告してください。
◆墨田区以外の市区町村で課税される予定の方は申告書裏面「⑬墨田区に居住していなかった方の記入欄」に記入してください。⇒P.3参照。

税務署に令和6年分の所得税の確定申告書を提出されますか？
⇒P.3「税務署へ所得税の確定申告が必要な方」参照。

はい

特別区民税・都民税の申告は不要です。

いいえ

令和6年1月1日から12月31日までの間に収入はありましたか？

はい

いいえ

特別区民税・都民税の申告が必要です。
申告書裏面「⑥収入がなかった方の記入欄」に記入してください。⇒P.3参照。
※非課税証明書の発行、各種保険料や給付金等の算定資料となります。⇒P.2参照。

給与収入以外の収入がありましたか？

はい

特別区民税・都民税の申告が必要です。
この手引を参考に記入してください。

いいえ

※収入が公的年金のみで、源泉徴収票に記載されている控除に変更がない方又は生命保険料控除や医療費控除、寡婦控除等の追加がない方は申告の必要はありません。
※遺族年金・障害基礎年金等を受給していた方は、申告書裏面「⑥収入がなかった方の記入欄」に記入してください。

勤務先から墨田区に給与支払報告書(源泉徴収票)の提出がありますか？
(勤務先に確認してください)

はい

いいえ

特別区民税・都民税の申告は不要です。
※ただし源泉徴収票(給与支払報告書)に記載されている控除に変更がある方又は医療費控除等の申告がある方(確定申告をする方を除く)は申告が必要です。

申告が必要かどうかについては、
P.2もご確認ください。

※この手引きは令和6年12月1日現在で作成したものです。
今後、地方税法等の改正が行われる場合などは、この手引きの内容が変更になることがあります。

◆申告についてのお問い合わせ先

墨田区 区民部 税務課 課税係 (〒130-8648 墨田区吾妻橋1-23-20)

直通電話：03-5608-6135～9

受付時間：月・火・木・金曜日8:30～17:00/水曜日8:30～19:00

(祝日及び12月29日～1月3日を除く)



《墨田区公式ホームページ》

墨田区 住民税

検索

申告が必要な方

(1) 給与収入があり、勤務先から墨田区に給与支払報告書が提出されていない方

(2) 所得税の確定申告の必要はないが以下に該当する方

ただし、控除等の申告により所得税の還付が受けられる場合は税務署に確定申告書を提出してください。

① 給与所得者で、前年の給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下の方。

② 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方。

(3) 前年、収入がなかった方

収入がなかった方は申告の義務はありません。ただし、非課税証明書の発行や国民健康保険等の保険料の算定、児童手当や就学援助の手続き等に影響が出る可能性がありますので、申告書をご提出ください。

※被扶養者の方は、扶養している方が申告をされていれば、申告は不要です。ただし、扶養している方が墨田区以外にお住まいの場合や、あなたを扶養している配偶者の合計所得金額が1,000万円を超えている方などは申告が必要な場合があります。

(4) 墨田区外に居住している方で、墨田区に事務所・事業所・家屋敷がある方

申告書表面の住所・氏名等欄及び裏面「⑭ 墨田区外に居住している方で、墨田区に事務所・事業所・家屋敷がある方」欄を記入し、税務署に提出した確定申告書の控えを添付してください。

申告が不要な方

(1) 給与収入のみの方で勤務先から墨田区に給与支払報告書の提出があり他に控除の変更又は追加がない方

(2) 公的年金収入のみの方で公的年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更又は追加がない方

※65歳以上で公的年金収入が155万円以下の方、65歳未満で公的年金収入が105万円以下の方は、住民税は非課税となりますので生命保険料控除や医療費控除等の申告は不要です。ただし、非課税の場合でも扶養控除や寡婦控除、障害者控除の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

※住民税が課税される方で、源泉徴収票に記載されていない控除の申告がある方は申告が必要となります。

(3) 税務署に確定申告書を提出される方

申告に必要なもの

(1) 個人番号(マイナンバー)確認書類及び身元確認書類

① **個人番号確認書類**: マイナンバーカード、通知カード(氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致しているもの)、住民票の写し(個人番号の記載があるもの)

② **身元確認書類**: 運転免許証(運転経歴証明書)、在留カード、住基カード、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(愛の手帳)、健康保険被保険者証、学生証、源泉徴収票など。

※マイナンバーカードは1枚で個人番号確認書類及び身元確認書類の両方を兼ねます。

※顔写真のない身分証明書につきましては2点提示してください。

※健康保険被保険者証のコピーを提出される場合は、被保険者等記号・番号部分にマスキング処理をお願いします。

(2) 収入や所得を確認できる書類

給与所得の源泉徴収票、給与明細書、公的年金等の源泉徴収票など。

(3) 控除に関する各種証明書・領収書など(詳細はP.7以降の該当項目をご確認ください)

※源泉徴収票に記載のある控除については、証明書の提出は不要です。

◆代理申告について

同一世帯の親族以外の方が代理で申告される場合は委任状が必要です。

税務署へ所得税の確定申告が必要な方

- (1) 事業所得や不動産所得などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が所得控除の合計を超える方
- (2) 給与所得者のうち、次のいずれかに該当する方及び年末調整をしていない方
- ① 給与収入が2,000万円を超えている方
 - ② 1ヶ所から給与の支払いを受けていて、かつ、給与以外の所得が20万円を超えている方
 - ③ 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方(申告不要の場合があるため、詳細はお問い合わせください)
- (3) 公的年金等に係る所得がある方のうち、次のいずれかに該当する方
- ① 公的年金等の収入が400万円を超えている方
 - ② 公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得が20万円を超えている方
- (4) 所得税の還付を受ける方(※特別区民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません)
- ① 給与所得のある方で、雑損控除・医療費控除・寄附金控除等、年末調整していない控除がある方
 - ② 中途退職等により年末調整されていない方
 - ③ 公的年金から所得税が源泉徴収されている方で、医療費控除等の所得控除を受ける方

※所得税の確定申告についてのお問い合わせは、ご住所の管轄地域の税務署までお願いいたします。

本所税務署	向島税務署
墨田区業平 1-7-2 (03)3623-5171	墨田区東向島 2-7-14 (03)3614-5231
<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便番号上3桁が「130」の地域 ・ 向島1～5丁目及び押上1～2丁目30番の地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便番号上3桁が「131」の地域 ※向島1～5丁目及び押上1～2丁目30番の地域を除く

収入がなかった方

前年の生活状況について、申告書裏面「⑥収入がなかった方の記入欄」に記入してください。

なお、あなたが障害者、寡婦、ひとり親である場合は申告書表面「③本人控除」欄、扶養している親族等がいる場合は申告書表面「④扶養している配偶者及び親族」欄にもそれぞれ記入してください。

◆申告書裏面「⑥収入がなかった方の記入欄」の記入例

⑥ 収入がなかった方の記入欄(該当する番号に○及び記入をしてください)	
(1) 右記の方の扶養または援助を受けていた	氏名: <u>墨田 太郎</u> 続柄: <u>父</u> 同居 ・ <u>別居</u> (住所: <u>墨田区吾妻橋1-23-20</u>)
(2) 遺族年金・障害基礎年金等を受けていた	遺族年金 ・ <u>障害基礎年金</u> ・ その他()
(3) 雇用保険(失業保険)・労災保険等の給付を受けていた	<u>令和6年 1月</u> から <u>令和6年 11月</u> まで / 現在も受給中
(4) 生活保護法による生活扶助を受けていた	年 月 から 年 月 まで / <u>現在も受給中</u>
(5) 預貯金で生活	
(6) その他(生活状況を具体的に記入してください)	<u>育児休業給付金</u>

墨田区に居住していなかった方

令和7年1月1日現在の居住地(住所)を、申告書裏面「⑬墨田区に居住していなかった方の記入欄」に記入してください。

※墨田区以外の市区町村で住民税が課税される予定の方は、別途当該市区町村に申告をしていただく必要がある場合があります。必要かどうかご不明の場合は、当該市区町村にご確認ください。

※国外で居住されていた方は、パスポートのコピーや出向命令書等、国外で居住していたことがわかる資料をご提出ください。

令和7年度 特別区民税・都民税申告書(下書き用)



1月1日現在の住所	職業	1 会社員 2 パート・アルバイト 3 無職 4 その他 ()
現在の住所 <input type="checkbox"/> 同上	職人番号(マイナンバー)	
(フリガナ)氏名	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
代理記入者氏名	電話	— —
	世帯主	<input type="checkbox"/> 続柄

◎資料は貼らずに同封してください

代理記入者氏名

続柄

()

(電話: - -)

◎前年、収入がなかった方は裏面⑥に記入してください

令和6年中(令和6年1月1日~12月31日)の収入状況について

① 収入・所得金額	給与	源泉徴収票添付 源泉徴収票がない方は裏面⑦に記入してください		給与収入金額 円
	専従者給与	事業主氏名() 続柄() 青・白		専従者給与収入金額 円
	公的年金等	遺族年金・障害基礎年金は裏面⑥に記入してください		年金収入金額 円
	その他(雑)	種目	A 収入金額 円	B 必要経費 円
【エ~コ】	上記以外の所得があった場合は裏面の該当欄に記入してください			

収入・所得について
⇒P.6 参照

控除について
⇒P.7~9 参照

② 所得及び課税額から差し引かれる金額	【サ】 雑損控除 (証明書添付)	損害の原因	A 損害金額 円	Aのうち災害関連支出金額 円	B 補てんされる金額 円	差引損失額(A-B) 円	
	【シ】 医療費控除 (明細書または医療費通知添付)	A 支払金額 円	B 補てんされる金額 円		差引負担額(A-B) 円		
	【ス】 社会保険料控除	国民健康保険	介護保険	源泉徴収票に記載の金額 円			
		国民年金	後期高齢者医療保険	合計 円			
	【セ】 小規模企業共済等掛金控除	第一種共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計額(証明書添付) 円					
	【ソ】 生命保険料控除 (証明書添付)	新生命保険料	新個人年金保険料	介護医療保険料 円			
		旧生命保険料	旧個人年金保険料	生保控除(所) 円			
	【タ】 地震保険料控除 (証明書添付)	地震保険料	旧長期損害保険料	地震控除(所) 円			
【チ】 寄附金税額控除 (領収書または証明書添付)	都道府県、市区町村分(特例控除対象)	東京都条例指定団体	円				
	住所地の共同募金会、日赤支部分(特例控除対象以外)	墨田区条例指定団体	円				

給与・公的年金以外の所得がある場合
その所得に係る住民税について、給与から差し引くか(特別徴収)、ご自身で納付する(普通徴収)かを選択できます。

【ツ】 障害者控除	身体・知的・精神 ()級・度 / 認定(認定書添付)
【テ】 寡婦控除	死別・離婚・生死不明(事由発生年月: 年 月) / ひとり親
【ト】 ひとり親控除	
	学校名() ※証明書提示またはコピー添付

⑤ 徴収方法の選択	
給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の徴収方法	1 特別徴収(給与から差引き) 2 普通徴収(自分で納付)

④ 養っている配偶者及び親族	同一生計配偶者控除対象配偶者 配偶者特別控除	氏名	生年月日	個人番号(マイナンバー)	区分	障害	
	配偶者の所得があれば右に記入	給与収入金額 円	年金収入金額 円	その他所得金額 円	配偶者所得金額 円	記入不要	
【ニ】		氏名	続柄	生年月日	個人番号(マイナンバー)	区分	障害
				大・昭平・令		同居・別居	身体・知的・精神 / 認定 ()級・度
				大・昭平・令		同居・別居	身体・知的・精神 / 認定 ()級・度
				大・昭平・令		同居・別居	身体・知的・精神 / 認定 ()級・度
			大・昭平・令		同居・別居	身体・知的・精神 / 認定 ()級・度	
別居の配偶者・扶養親族がいる場合は右に住所を記入してください。海外在住の場合は、親族証明・送金証明が必要です。				住所:			

※紛失による個人番号の流出を防ぐため、個人番号(マイナンバー)欄は黒塗りにしています。

P.3
参照

⑥ 収入がなかった方の記入欄(該当する番号に○及び記入をしてください)

(1) 右記の方の扶養または援助を受けていた 氏名: _____ 続柄: _____
同居 ・ 別居(住所: _____)

(2) 遺族年金・障害基礎年金等を受けていた 遺族年金 ・ 障害基礎年金 ・ その他(_____)

(3) 雇用保険(失業保険)・労災保険等の給付を受けていた 年 月から 年 月まで / 現在も受給中

(4) 生活保護法による生活扶助を受けていた 年 月から 年 月まで / 現在も受給中

(5) 預貯金で生活

(6) その他(生活状況を具体的に記入してください) _____

【ア】

⑦ 給与収入に関する事項(源泉徴収票がない方)

勤務先	名称		
	法人番号 または所在地		
	電話		
支給月	収入金額(月収)	社会保険料	
1	円	円	円
2	円	円	円
3	円	円	円
4	円	円	円
5	円	円	円
6	円	円	円
7	円	円	円
8	円	円	円
9	円	円	円
10	円	円	円
11	円	円	円
12	円	円	円
賞与	円	円	円
合計	円	円	円

※申告後、収入を修正する場合は源泉徴収票等の資料が必要となります

⑧ 事業所得(営業等・農業)、不動産所得に関する事項

所得の種類	A 収入金額	B 必要経費	所得金額(A-B)
営業等	円	円	円
農業	円	円	円
不動産	円	円	円

必要経費がある場合は以下に記入してください(収支内訳書がある場合は添付)

項目	金額	項目	金額
売上原価	円	消耗品費	円
租税公課	円	地代家賃(居住部分除く)	円
水道光熱費	円	事業専従者控除額	円
旅費交通費	円		円
修繕費	円		円
B 必要経費合計金額			円

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	大・昭平・令	年	月	日	青・白
個人番号 (マイナンバー)		給与額 (控除額)					円

⑨ 所得金額調整控除に関する事項 ※給与収入が850万円を超える方

氏名	続柄	生年月日	大・昭平・令	年	月	日
個人番号 (マイナンバー)		特別障害者に 該当する場合	身体・知的・精神/認定 ()級・度			
別居の場合 の住所						

【キ】

⑩ 利子・配当(総合)所得に関する事項

所得の種類	会社・銀行名	A 収入金額	B 必要経費	源泉徴収税額	確定年月日	所得金額(A-B)
利子(総合)		円	円	円		円
配当(総合)		円	円	円		円

【ク】

⑪ 一時所得・総合課税の譲渡所得に関する事項

所得の種類	A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額(A-B)	D 特別控除額	所得金額(C-D)
一時	円	円	円	円	円
総合 譲渡	短期	円	円	円	円
	長期	円	円	円	円

【ケ】

【コ】

⑫ 株式譲渡・分離(短期・長期)譲渡・先物取引に係る所得、山林、退職所得に関する事項

所得の種類	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	所得金額(A-B-C)	特例適用条文
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	

⑭ 墨田区外に居住している方で、墨田区に事務所・事業所・家屋敷がある方

名称	
所在地	
電話	

⑮ 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額
前年中の開廃業	円
事業所所在地	開業・廃業 年 月

P.3
参照

⑬ 墨田区に居住していなかった方の記入欄

令和7年1月1日現在、墨田区以外に居住していたため、墨田区以外の市区町村で住民税を申告(済・予定)である。

令和7年1月1日現在の居住地: _____

収入があった方の記入について

収入／所得金額について

項 目	所得の概要、記入方法等
【ア】 給 与	<p>■ 俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収票の支払金額を申告書表面「①収入・所得金額」の給与欄に記入してください。 ・ 源泉徴収票がない方は、申告書裏面「⑦給与と収入に関する事項(源泉徴収票がない方)」欄に、勤務先の名称・法人番号または所在地・電話番号、収入金額、社会保険料(給与から天引きされた分)を記入したうえで、給与明細書等収入金額が確認できる資料を添付してください。 <p>※給与収入の金額は手取り金額ではなく、所得税や社会保険料の控除前の金額で、交通費は含みません。 ※給与収入金額を修正する場合は、源泉徴収票等の資料が必要になります。正確に申告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業専従者の方は、申告書表面「①収入・所得金額」の専従者給与欄に記入してください。 <p>《必要書類》源泉徴収票、給与明細書等収入金額のわかる資料(源泉徴収票がない場合) ※コピー可</p>
【イ】 公的年金等	<p>■ 国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金など</p> <p>※遺族年金や障害基礎年金等は非課税所得のため、申告書裏面「⑥収入がなかった方の記入欄」に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収票の支払金額を申告書表面「①収入・所得金額」の公的年金等欄に記入してください。 <p>《必要書類》源泉徴収票 ※コピー可</p>
【ウ】 その他(雑)	<p>■ 生命保険の年金(個人年金保険)、シルバー人材センター配分金、原稿料、講演料、印税など</p> <p>《必要経費》生命保険契約等による年金の掛金、原稿用紙代、資料代など</p> <p>《必要書類》支払調書や収入金額のわかる証明書等 ※コピー可</p>
【エ】 営業等	<p>■ 小売業、飲食業、製造業、サービス業、外交員、内職などの収入</p> <p>《必要経費》商品の原価、地代家賃、水道光熱費、交通費など</p> <p>《必要書類》収支の内訳を明らかにする書類(決算書、帳簿等) ※コピー可</p>
【オ】 農 業	<p>■ 農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕などから生じる収入</p> <p>《必要経費》種苗代、肥料代、防虫費、飼料費、雇人費など</p> <p>《必要書類》収支の内訳を明らかにする書類(決算書、帳簿等) ※コピー可</p>
【カ】 不動産	<p>■ 地代、アパートやマンションなどの家賃収入、土地や家屋の権利金などの収入</p> <p>《必要経費》固定資産税、損害保険料、修繕費など</p> <p>《必要書類》収支の内訳を明らかにする書類(決算書、帳簿等) ※コピー可</p>
【キ】 利 子	<p>■ 支払いを受けた利子のうち、住民税の源泉分離課税の適用を受けていないもの(外国預金の利子等)</p> <p>《必要書類》支払証明書等 ※コピー可</p>
【ク】 配 当	<p>■ 株式の配当、出資配当、剰余金の分配などの収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非上場株式等の配当所得(少額配当含む)は申告が必要です。 <p>※税制改正により令和6年度(令和5年分)以降の申告から、上場株式等に係る配当所得について、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。</p> <p>上記の改正により、確定申告において申告した上場株式等に係る配当所得については、特別区民税・都民税においても「申告した」とことなり、特別区民税・都民税の「合計所得金額」にも算入されますので、申告の際はご注意ください。</p> <p>※詳細は税務課課税係までお問い合わせください。</p> <p>《必要書類》支払証明書等 ※コピー可</p>
【ケ】 一 時	<p>■ 生命保険契約等の一時金、損害保険の満期返戻金、競馬や競輪の払戻金など</p> <p>《必要経費》その収入を得るために支払った保険料・掛金の総額など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額: 収入－必要経費－特別控除50万円(課税される一時所得は左記で算出した金額×1/2) <p>《必要書類》収入金額のわかる証明書等 ※コピー可</p>
【コ】 総合譲渡	<p>■ 書画、ゴルフ会員権、船舶、機械、自動車などの資産の譲渡による収入</p> <p>※土地や建物など不動産の譲渡は分離課税の対象となり、通常、確定申告が必要になります。</p> <p>《必要経費》譲渡した資産の取得費、設備費、改良費など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額: 収入－必要経費－特別控除50万円(長期譲渡の場合は左記で算出した金額×1/2) <p>《必要書類》収入金額のわかる証明書等 ※コピー可</p>

所得控除／税額控除（所得又は税額から差し引かれる金額）について

項目	控除の概要、記入方法等
<p>【サ】 雑損控除</p>	<p>■令和6年中に、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族の生活に必要な資産が、災害や盗難、横領により損失を受けた場合 《控除額》次の①、②のいずれか多い金額 ①(損失金額－保険金等の補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額－5万円 《必要書類》証明書(罹災証明書等) ※コピー可</p>
<p>【シ】 医療費控除</p>	<p>■令和6年中に、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族にかかった医療費(セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を適用の場合は、特定一般用医薬品等購入費)がある場合 ◎医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のどちらかを選択できます <u>従来の医療費控除</u> 《控除額》(支払医療費－保険金等の補てん額)－{総所得金額等×5%(10万円が限度)} ※控除の限度額:200万円 <u>セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)</u> 《控除額》(特定一般用医薬品等購入費－保険金等の補てん額)－1万2千円 ※控除の限度額:8万8千円 ※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行った方が、特定一般用医薬品等を購入した場合に適用できます。 《必要書類》明細書、医療費通知(医療費のお知らせ) ※医療費通知(医療費のお知らせ)はコピー不可領収書のみを添付では控除ができませんので、必ず明細書を作成するか、医療保険者が発行する医療費通知を添付してください。領収書の添付は不要です。</p>
<p>【ス】 社会保険料控除</p>	<p>■令和6年中に、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金などを支払った場合 ※あなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族の年金から天引きされている保険料は、その方の社会保険料控除の対象となります(あなたの控除として申告することはできません)。 《控除額》支払合計額</p>
<p>【セ】 小規模企業 共済等掛金控除</p>	<p>■令和6年中に、第一種共済掛金や確定拠出年金掛金、条例で定める心身障害者扶養共済掛金等を支払った場合 《控除額》支払合計額 《必要書類》支払証明書 ※コピー不可</p>
<p>【ソ】 生命保険料控除</p>	<p>■令和6年中に、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族を保険金の受取人とする一般生命保険料(保険料契約による配当金を除く)、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合 《控除額》計算方法についてはP.10参照 ※申告書には各保険料の支払額を記入してください。 《必要書類》支払証明書 ※コピー不可</p>
<p>【タ】 地震保険料控除</p>	<p>■令和6年中に、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が常時居住する家屋等の地震保険料を支払った場合 《控除額》計算方法についてはP.10参照 ※申告書には各保険料の支払額を記入してください。 《必要書類》支払証明書 ※コピー不可</p>
<p>【チ】 寄附金税額控除</p>	<p>■令和6年中に、あなたが都道府県・市区町村、東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、東京都又は墨田区が条例で指定した団体に対して寄附を行った場合 ・所得税の寄附金控除と、住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書を税務署へ提出する必要があります。 ・ふるさと納税のワンストップ特例制度については、P.9参照 《控除額》基本控除額＋特例控除額 <u>基本控除額</u>(寄附金の合計額－2,000円)×(特別区民税6%・都民税4%) ※東京都又は墨田区のどちらか一方のみが条例指定した団体への寄附については、当該一方に係る税率のみが適用されます。 <u>特例控除額</u>(総務大臣が指定した地方公共団体に寄附した場合に加算) (地方公共団体への寄附金合計額－2,000円)×特例控除割合 ※特例控除割合とは、住民税の課税総所得金額から所得税との人的控除差調整額を控除した額等によって決まる一定の割合です。詳細は墨田区ホームページをご確認ください。 ※住民税の所得割(調整控除後)の20%が限度。 《必要書類》寄附を受けた団体等が発行した領収書、証明書 ※コピー可</p>

<p>【ツ】 障害者控除</p>	<p>■あなたや、あなたの同一生計配偶者及び扶養親族が、令和6年12月31日の現況で障害者である場合 普通障害 《控除額》26万円 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳(療育手帳)、傷病者手帳の交付を受けている方 ・障害者控除対象者の認定を受けた方 特別障害 《控除額》30万円(同居している同一生計配偶者及び扶養親族の場合23万円加算) ・身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ・愛の手帳(療育手帳)1・2度、傷病者手帳特別項症から第3項症に該当する方 ・特別障害者控除対象者の認定を受けた方 ・成年被後見人の方 ◎申告書表面「③本人控除」又は「④扶養している配偶者及び親族」の障害者控除欄に、手帳を交付されている方は「身体・知的・精神」のいずれかを○で囲みその程度を記入してください。障害者控除対象者(特別障害者控除対象者)認定を受けている方は「認定」に○をつけ、認定書を添付してください。成年被後見人の方は、()の中に成年被後見人と記載し、登記事項証明書を添付してください。 ～障害者控除対象者(特別障害者控除対象者)認定とは～ 65歳以上で障害者手帳等の交付を受けていない方のうち、寝たきりや認知症により、日常生活に支障のある方に対して、本区で定めた一定の基準に該当する場合に認定されます。障害者控除を申告する際は、「認定書」の提出が必要となります。詳しくは、高齢者福祉課支援係(電話:03-5608-6168)までお問い合わせください。 《必要書類》障害者手帳のコピー(窓口の場合は手帳提示)、障害者控除対象者認定書、成年被後見人登記事項証明書(コピー可)など</p>
<p>【テ】 寡婦・ひとり親控除</p>	<p>■あなたが令和6年12月31日の現況で次のいずれかに該当する場合 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方(住民票の続柄で未届の夫、未届の妻と記載されている方等)は対象となりません 寡婦控除 《控除額》26万円 ①夫と離婚後婚姻をしていない方で、扶養親族がいる方 ②夫と死別後婚姻をしていない方、又は夫が生死不明の方 ※①②ともに、令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方 ひとり親控除 《控除額》30万円 次の3つの要件を満たす方 ①現に婚姻をしていない方、又は配偶者が生死不明の方 ②令和6年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子がいる方 ③令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方 ◎寡婦に該当する場合は、申告書表面「③本人控除」の寡婦・ひとり親控除欄の「死別・離婚・生死不明」のいずれかを○で囲み、事由発生年月を記入してください。ひとり親に該当する場合は、「ひとり親」を○で囲んでください。</p>
<p>【ト】 勤労学生控除</p>	<p>■あなたが令和6年12月31日の現況で学生であり、給与所得等の勤労による所得を有し、令和6年中の合計所得金額が75万円以下(そのうち不動産・配当など勤労によらない所得が10万円以下)の場合 《控除額》26万円 《必要書類》在学する学校や法人等が発行した在学を証明する書類(在学証明書など) ※コピー可</p>
<p>【ナ】 配偶者控除 同一生計配偶者 配偶者特別控除</p>	<p>■配偶者控除・・・あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合 《控除額》P.11参照 ■同一生計配偶者・・・あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円超で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合。控除の適用は受けられませんが、特別区民税・都民税の非課税判定等に必要場合があります。配偶者の障害者控除は同一生計配偶者にも適用されます。 ■配偶者特別控除・・・あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合 《控除額》P.11参照 ◎申告書表面「④扶養している配偶者及び親族」の同一生計配偶者・控除対象配偶者・配偶者特別控除欄に、配偶者の氏名・生年月日等を記入してください。別居の場合は住所も記入してください。配偶者特別控除の場合は配偶者の給与・年金の収入金額(その他の所得の場合は所得金額)を記入してください。 ※国外に居住している場合、親族関係書類・送金関係書類の提出が必要です。詳細はP.9～10参照。</p>
<p>【ニ】 扶養控除</p>	<p>■あなたと生計を一にする扶養親族の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合 《控除額》 ①特定扶養親族(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)……………45万円 ②老人扶養親族(昭和30年1月1日以前生まれ)……………38万円</p>

	<p>③同居老親等扶養親族(②のうち、あなたや配偶者の直系尊属で同居を常としている方)……45万円 ④年少扶養親族(平成21年1月2日～令和6年12月31日生まれ)……控除なし ⑤一般扶養親族(①～④以外の方)……33万円 ※年少扶養親族は、控除額はありますが、特別区民税・都民税の非課税判定等に必要です。 ※同じ人を二人以上の方が重複して扶養にとることはできません。 ◎申告書表面「④扶養している配偶者及び親族」欄に、氏名・生年月日等を記入してください。別居の場合は住所も記入してください。 ※<u>国外に居住している場合、親族関係書類・送金関係書類の提出が必要です。詳細はP.9～10参照。</u> ※<u>税制改正により令和6年度(令和5年分)以降国外居住親族に係る扶養控除の適用について要件が厳格化されました。適用対象となるのは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する親族に限られます。</u> (1)年齢16歳以上30歳未満の方 (2)年齢70歳以上の方 (3)年齢30歳以上70歳未満の親族のうち、次の①から③までのいずれかに該当する方 ①<u>留学により非居住者となった方(外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留者であることを証する書類(外国における査証(ビザ)に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写し)の提出が必要です)</u> ②障害者の方 ③申告者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方(送金関係書類でその送金額の合計が38万円以上であることを明らかにする書類の提出が必要です)</p>
<p>【又】 所得金額調整控除</p>	<p>■①給与等の収入金額が850万円超の方で、次のいずれかに該当する場合 ┌・本人が特別障害者である ├・23歳未満の扶養親族がいる └・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる 《控除額》(給与等の収入金額－850万円)×10% ※控除の限度額:15万円 ・①に該当する配偶者・扶養親族のうち、扶養親族が他の納税者の扶養親族又は同一生計配偶者とされている場合は、申告書裏面「⑨所得金額調整控除に関する事項」欄を記入してください。 ■②給与所得と年金所得の両方を有する場合 《控除額》{給与所得(上限10万円)+公的年金等の雑所得(上限10万円)}－10万円 ・申告書への記入の必要はありません ※①②共に、給与所得から控除します</p>
<p>基礎控除</p>	<p>■合計所得金額が2,500万円以下の方に適用される控除です。 ※申告書への記入の必要はありません 《控除額》・合計所得金額2,400万円以下の方……43万円 ・合計所得金額2,400万円超2,450万円以下の方……29万円 ・合計所得金額2,450万円超2,500万円以下の方……15万円</p>

<p>◆記帳と帳簿書類の保存について 事業所得、不動産所得又は山林所得の所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)は記帳と帳簿書類の保存が必要です。 ※詳細については、管轄の税務署へお問い合わせください。⇒P.3参照。</p>
<p>◆ふるさと納税ワンストップ特例制度について 【概要】確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金税額控除を受けられる仕組みです。所得税からの還付は発生せず、住民税(ふるさと納税を行った翌年6月以降に支払う税額)が軽減されます。 【注意】<u>以下の場合には、申告特例申請書を提出済みであっても申請が無効となり特例の適用が受けられません。</u>領収書又は受領証明書を添付し、ふるさと納税についての寄附金(税額)控除も含めて確定申告又は住民税の申告を行ってください。 ①ふるさと納税の寄附先が5団体を超えた場合 ②確定申告書や住民税の申告書を提出された場合 ③所得税法第121条(確定申告を要しない場合)の規定の適用を受けない場合 ④申告特例申請書の提出後に住所・氏名などの変更があった場合で、申請をした翌年の1月10日までに変更届出書の提出を行わなかった場合</p>
<p>◆国外扶養を申告する場合の必要書類について <u>配偶者や扶養親族が国外に居住している場合は、親族関係書類及び送金関係書類(P.10参照)が必要です(提出がない場合、扶養は認められません)。</u> ※給与等の年末調整や公的年金受給者が、扶養控除等申告書に添付又は提示している場合を除きます。 ※当該書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文を添付してください。</p>

【親族関係書類】次の①又は②いずれかの書類で、国外居住親族が申告者の親族であることを証するもの
 ①戸籍の附票の写し、国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
 ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

【送金関係書類】次の①又は②いずれかの書類で、申告者が令和6年中において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払いを、必要の都度各人に行ったことを明らかにするもの

- ①金融機関の書類又はその写しで、金融機関が行う為替取引により、申告者からその国外扶養親族に支払いをしたことを明らかにする書類(送金依頼書など)
 ②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品購入代金に相当する額を申告者から受領したことを明らかにする書類(クレジットカード利用明細書など)

※送金状況申立書(現金を直接手渡した旨の申立書)は、上記の送金関係書類に該当しません

所得・控除の計算方法 / 特別区民税・都民税の計算方法

◆給与所得速算表

給与収入金額(A)	給与所得金額
1～1,618,999円	(A)-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(A)÷4,000×2,400+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(A)÷4,000×2,800-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A)÷4,000×3,200-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A)×90%-1,100,000円
8,500,000円以上	(A)-1,950,000円

※割り算の小数点以下は切捨ててから掛け算します。
 ※所得金額調整控除(P.9)は左記の表から算出された給与所得から控除されません。

◆公的年金等雑所得速算表

年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等雑所得金額
65歳以上 昭和35年 1月1日以前 生まれ	1～3,300,000円	(A)-1,100,000円
	3,300,001～4,100,000円	(A)×75%-275,000円
	4,100,001～7,700,000円	(A)×85%-685,000円
	7,700,001～10,000,000円	(A)×95%-1,455,000円
	10,000,001円以上	(A)-1,955,000円
65歳未満 昭和35年 1月2日以降 生まれ	1～1,300,000円	(A)-600,000円
	1,300,001～4,100,000円	(A)×75%-275,000円
	4,100,001～7,700,000円	(A)×85%-685,000円
	7,700,001～10,000,000円	(A)×95%-1,455,000円
	10,000,001円以上	(A)-1,955,000円

※公的年金等雑所得以外の所得の合計が、1,000万円超2,000万円以下の方には10万円、2,000万円超の方には20万円が、左記の表から算出された雑所得に加算されます。

◆生命保険料控除

①新契約(平成24年1月1日以降に契約)の場合
 「一般生命」・「個人年金」・「介護医療」保険料

支払保険料(A)	控除額
12,000円以下	(A)全額
12,001円～32,000円	(A)×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	(A)×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円(限度額)

②旧契約(平成23年12月31日以前に契約)の場合
 「一般生命」・「個人年金」保険料

支払保険料(A)	控除額
15,000円以下	(A)全額
15,001円～40,000円	(A)×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	(A)×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円(限度額)

※新契約と旧契約の双方に加入している場合は、①②に基づき算出した控除額の合計額(限度額28,000円)、又は旧契約を②に基づき算出した控除額(限度額35,000円)のいずれか大きい額

◆地震保険料控除

①地震保険料を支払った場合

支払保険料(A)	控除額
50,000円以下	(A)×1/2
50,001円以上	25,000円(限度額)

②旧長期損害保険料を支払った場合

支払保険料(A)	控除額
5,000円以下	(A)全額
5,001円～15,000円	(A)×1/2+2,500円
15,001円以上	10,000円(限度額)

※旧長期損害保険料とは、保険期間又は共済期間が10年以上で満期返戻金があり、平成18年末までに契約されたものをいいます。

※地震保険料と旧長期損害保険料を別契約でそれぞれ支払った場合は、①と②の表で算出した額の合計額(限度額25,000円)。

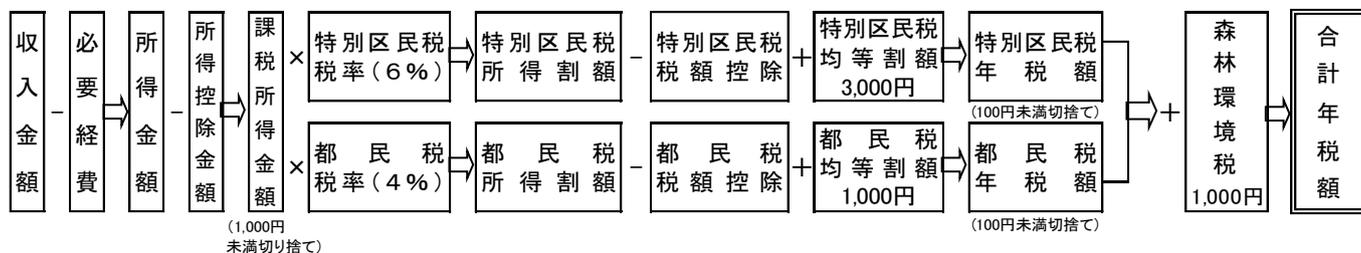
※一契約で地震保険料と旧長期損害保険料を支払った場合はどちらか一方だけの適用となります。

◆配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額

	配偶者の 合計所得金額	あなたの合計所得金額			
		900万円 以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円 超
配偶者 控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円	控除なし
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者 特別控除	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	控除なし			

◆特別区民税・都民税の計算方法

基本的な計算の流れは次のとおりです。(ただし、分離課税所得がある場合は税率等が異なります)



※「森林環境税」は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税として、区市町村における個人住民税均等割と併せて、令和6年度から1人につき年額1,000円が課税されます。

◆税額控除について

調整控除、寄附金税額控除(P.7参照)、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除⇒控除額等の詳細は、墨田区ホームページをご確認いただくか、税務課課税係までお問い合わせください。

～特別区民税・都民税がかからない方～

◆均等割・所得割ともにかからない方

- 令和7年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- 令和7年1月1日現在、障害者、寡婦、ひとり親、未成年者(平成19年1月3日以降生まれ)のいずれかに該当し、令和6年中の合計所得金額が135万円以下の方(※民法の一部を改正する法律により令和4年4月1日から成年年齢は18歳に引き下げられました。)
- 令和6年中の合計所得金額が次の金額以下の方
 $35万 \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の合計数} + 1) + 10万円 + 21万円$
 ※同一生計配偶者及び扶養親族がない場合は45万円

◆所得割がかからない方

令和6年中の総所得金額等が次の金額以下の方

- 各種所得控除の合計額
- $35万 \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の合計数} + 1) + 10万円 + 32万円$
 ※同一生計配偶者及び扶養親族がない場合は45万円

～納税・税額決定通知書について～

◆個人で納付する場合(普通徴収)、公的年金からの天引き(特別徴収)になる場合

6月中旬に「特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定・納税通知書」をお送りします。
 ※納付すべき税額がない場合(非課税の方)には通知の送付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
 ただし、配当割額や株式等譲渡所得割額等が還付になる場合には、還付のお知らせをお送りします。

◆給与からの天引き(特別徴収)になる場合

5月下旬以降に、お勤め先を通じて「給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)」をお送りします。

令和6年分 医療費控除の明細書
(特別区民税・都民税申告書用)

※ この控除を受ける方
よる特例は受けられ

申告者氏名: _____

領収書では控除できません。
明細書を作成してください。

医療費控除の明細書の添付が必要です

※医療費の領収書では控除できません。(ただし、明細書の内容確認のため、領収書の提示又は提出を求める場合があります。法定納期限の翌日から5年間は、領収書をご自宅等で保管してください。)

1 医療費通知に関する事項

- ◎ 医療費通知(※)を添付する場合は、右記の(1)～(2)を記入してください。医療費通知(※)を添付しない場合は、(3)を記入してください。
- ※ 医療保険者が発行した医療費通知(※)を添付する場合は、(1)～(2)を記入してください。(例:健康保険組合発行)

医療費通知(原本)を提出する場合に記入します。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険等で補てんされる金額
25,000 円 [㊦]	20,000 円 [㊧]	_____ 円

2 医療費(上記1以外)の明細

※ 病院・薬局等ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

医療を受けた方 (本人又は同一生計の配偶者やその他親族)	病院・薬局等の支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費	生命保険や社会保険等で補てんされる金額
墨田一郎(本人)	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	280,000 円	150,000 円
//	通院費 〇△バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	7,000 円	_____ 円
墨田花子(妻)	〇〇歯科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,000 円	_____ 円
//	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,000 円	_____ 円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	_____ 円	_____ 円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	_____ 円	_____ 円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	_____ 円	_____ 円

医療費の領収書から必要事項を記入します。
※領収書の添付は不要です。

「A 支払った医療費」、「B 補てんされる金額」、「A-B 差引負担額」を特別区民税・都民税申告書の医療費控除欄に転記してください。

【医療費控除の計算方法】

[支払った医療費] - [補てんされる金額] - [10万円又は総所得金額等の5% (いずれか少ない額)] = 控除額(最高200万円)

2の合計	㊦ 296,000 円	㊧ 150,000 円
医療費の合計	A(㊦+㊧) 316,000 円	B(㊧+㊩) 150,000 円
差引負担額	A-B(マイナスのときは0円)	166,000 円

申告書の提出方法

◆郵送での提出

同封の返信用封筒(切手不要)に、申告書及び必要書類を入れてご提出ください。

※申告書受付書(申告書切り取り線上部)が必要な場合は、返信用封筒(返信先を記入し、所要額の切手を貼付したもの)を同封してください。申告内容の控えが必要な場合は、記入済の申告書のコピーを同封してください。

◆窓口での提出

次の受付窓口へお越しください。※土・日曜日、祝日は業務を行っておりません。

墨田区役所 2階 会議室21(予約専用窓口) 2月17日(月)～3月17日(月) 8:30～17:00	緑出張所・横川出張所・文花出張所 墨田二丁目出張所・東向島出張所 3月5日(水)～3月7日(金) 8:30～17:00 ※12:00～13:00を除く
--	--

※会議室21は事前予約いただいた方の受付窓口です。

<税理士による無料申告相談>

確定申告に関するご相談は、次の相談会をご利用ください。

すみだ共生社会推進センター3階ホール (墨田区押上 2-12-7-111) 1月30日(木)～1月31日(金) 9:30～11:30、13:00～15:00	みどりコミュニティセンター4階多目的ホール (墨田区緑 3-7-3) 2月4日(火)～2月5日(水) 9:30～11:30、13:00～15:00	向島税務署 (墨田区東向島 2-7-14) 2月3日(月)～14日(金)※土日祝除く 8:30～15:30
---	--	--

◆住民税額試算・申告書作成システムについて

墨田区ホームページより、住民税の試算や、申告書の作成ができます。

作成した申告書は、必要書類とともに税務課課税係まで郵送でご提出ください。

